

令和7年6月定例会 一般質問

質問日 6月10日（火）7番

質問者 堀江 ゆう議員



大阪維新の会の 堀江 ゆう です。
それでは、通告に従い順次質問させていただきます。

1 運転免許更新センター整備計画

まず運転免許更新センターの整備計画について伺います。大阪府警察では、マイナ免許証の導入やオンライン更新時講習が開始されることで、対面での更新時講習受講者の減少が予測されることから、警察署の運転免許窓口を整理統合し、新たに運転免許更新センターを開設する計画があると聞いておりますが、本計画を進めるにあたっては、効率的に警察署の免許窓口を整理統合するだけでなく、高齢者運転手へ配慮した形で新設する運転免許更新センター以外にも運転免許窓口を設けるべきであると考えますが、その検討状況について、警察本部長にお伺いします。

○議員お示しのとおり、大阪府警察では警察署の運転免許窓口を整理統合し、新たに運転免許更新センターを開設することを計画しており、この計画では同センター開設後も一部の警察署には、主に高齢運転者の方の運転免許更新等の業務を行うための運転免許窓口を残すこととしております。

○警察署の運転免許窓口を府下にどのように配置するのかにつきましては、今後決定する運転免許更新センターの位置や、交通利便性等の諸条件を踏まえつつ、高齢運転者の方の利便性にも配慮しながら、総合的に検討してまいります。

引き続き検討していくとのことでしたが、特に郡部等、高齢化が進んでいて公共交通機関が減便、減便となっていく地域においては、自家用車がなくては生活できないというケースもあり、生活の為によく知った地元地域でのみ運転をするといった高齢運転手も少なくないと思います。そういったドライバーからすると走り慣れない市内のセンターまで更新に行く事は大変な危険と負担があると思いますので、特に高齢化のすすむ地域や郡部における警察署免許窓口の整理統合については特段の配慮をした形で、今後の検討をしていただくことをお願いします。

2 部活動の地域移行

次に部活動の地域移行について伺います。公立中学校における部活動改革として、休日の学校部活動の地域移行が令和5年度から全国的に進められており、私の地元、箕面市でも令和9年度の中学3年生の引退をもって部活動を完全に終了し民間地域クラブなどに移行する方針で今年度は休日のみ一部の部活動において地域展開するモデル実施が始まっていますが、今年は国の示す改革推進期間の最終年度となります。大阪府内の進捗状況はどうなっているのでしょうか。また、改革推進期間終了後はどう取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○公立中学校における休日の部活動の地域移行について、国の実証事業を活用し、令和5年度は府内5市、令和6年度は10市が取り組まれ、令和7年度は13市が取り組まれる予定である。

○実証事業の成果として、地域の実情に応じた運営形態が見出され始めている。一方で、安定的・継続的な活動のための財源の確保等が課題との声が寄せられている。

○現在、国は、部活動改革に関する実行会議を立ち上げ、改革推進期間終了後の令和8年度からの6年間を改革実行期間とし、原則、全ての公立中学校の部活動において休日の地域移行の実現をめざす考えを取りまとめたところであり、令和7年冬頃には国の総合的なガイドラインの改訂が予定されている。

○今後府としては、国の動向を注視しながら、地域移行のさらなる普及のための好事例

の発信に努めつつ、市町村における部活動改革の取組みを支援してまいり。

ご答弁いただきました通り、安定した活動財源の確保は大きな課題です。塾代助成制度を既に展開できている大阪市などでは、地域移行された後の地域クラブ活動の参加費も助成制度の対象となるのかもしれませんが、こういった制度を展開できていない市町村においては新たな財源を用意するか、負担をお願いするかになると思います。財源の豊かな市町村に住む子供達だけが、クラブ活動を続ける事ができるといった不公平なことがないようにしていただきたいと思いますし、国が示す通り令和8年度からの6年間で改革実行期間とする場合、全公立中学校の部活動地域移行の足並みが揃うのは令和14年となります。全ての公立中学校の部活動地域移行の足並みが揃うまでの間、早くに部活動地域移行をした事で、公式の大会に参加することができない。あるいは余分に参加費がかかるなど、不利益を被ることがないように府として支援していただくことを要望させていただくとともに、主に文化系に多いと思いますが、外部に受け皿を作りにくい部活動をどのように補完していくのか府としてもしっかりと検討していただくことをお願いいたします。

3 民泊に係る指導と啓発

次に民泊に係る指導と啓発について伺います。コロナ禍以降、大阪を訪れる外国人観光客等が急増しており、それに伴って宿泊施設の需要も高まり、いわゆる民泊施設も増加しています。

民泊は大阪における宿泊施設の不足を補う目的で導入され、多様な宿泊ニーズに対応できるものとして認知・活用されてきていますが、一方で、民泊施設では、騒音やゴミ出し等による近隣住民とのトラブルは増加傾向にあります。こういったトラブルは民泊の集積する大阪市に止まらず、私の地元、箕面市をはじめ大阪市外においても施設の前に車がとまって通行の妨げとなっていることや、夜に施設で騒ぐ、道路にゴミ等を捨てられて困っている等の相談に加え、未だに無許可の違法民泊による問題も発生している中、地元市だけでは早急に十分な対応できないと感じています。

今後、外国人観光客等がさらに増えることが予想され、民泊でのこうしたトラブルも増加していくと考えられ、心配しています。

そこで、府では民泊に関する住民からの苦情等があった場合、どのように対応しているのか、健康医療部長に伺います。

○府へ民泊に関するトラブル等の相談や通報があった場合は、速やかに状況を把握するとともに立入調査等を実施し、施設の事業者等に指導を行っており、特に無許可施設に

については、直ちに営業をやめさせるなど厳しく対応している。

○大阪府所管区域の民泊施設については、昨年度、292 施設のうち 248 施設に立ち入りし、69 施設に対し衛生管理や宿泊者名簿の適切な記載事項等の指導を行い、全て改善していることを確認している。

○苦情の多いゴミや騒音等の事案については、地域住民の生活と密接に関わることから、市町村など関係機関と情報共有を図っており、今後とも連携して対応していく。

民泊にかかる大阪府・政令指定都市・中核市所管別一覧

簡宿民泊(旅館業法)

大阪府 所管	池田市、箕面市、豊能町、能勢町、茨木市、摂津市、島本町、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
政令指定都市、中核市 所管	大阪市、堺市、高槻市、枚方市、吹田市、寝屋川市、八尾市、豊中市、東大阪市

特区民泊(国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

大阪府 所管	池田市、箕面市、豊能町、能勢町、茨木市、摂津市、島本町、守口市、門真市、大東市、四條畷市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、
政令指定都市、中核市 所管	大阪市、寝屋川市、八尾市

※交野市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、東大阪市は、実施不可

新法民泊(住宅宿泊事業法)

大阪府 所管	池田市、箕面市、豊能町、能勢町、茨木市、摂津市、島本町、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、豊中市、高槻市、東大阪市
政令指定都市、中核市 所管	大阪市、堺市、枚方市、吹田市、寝屋川市、八尾市

出典：大阪府健康医療部作成資料

1 頁

地域住民からの苦情に関する府の対応については理解したが、無許可施設や未登録施設などの届出の無い施設。いわゆる統計上では反映されにくい領域が、実際には数多く存在すると思われますし、府民からの苦情、相談についても、パネルの通り、窓口が営業許可の種類や管轄区域などによって別々で分かりづらいのが現状です。府域全体で共通の通報アプリやホットラインの設置し、トラブルに迅速に対処できる仕組みを作る必要があると考えますので、是非とも設置に向けたご検討をお願いします。

次に宿泊者のマナー向上について伺いますが、住民とのトラブルは、宿泊している外国人観光客の文化や慣習の違い等によるものもあると考えられ、こういったトラブルを未然に防ぐためには、日本の宿泊マナーをしっかりと理解してもらうことが大事ではないかと考えますが、宿泊者のマナー向上に向けた取組みについて、健康医療部長に伺います。

○宿泊者のマナー向上については、昨年度、大阪市と共同で事業者を対象とした講習会

を開催し、周辺環境の保持等の対策として、宿泊者に騒音の禁止やゴミ捨てルールの遵守などを呼びかけるとともに、住民からの苦情に対し 24 時間体制で迅速に対応するよう周知徹底した。

○さらに、今年度は新たに、外国人観光客等の宿泊マナー向上を図るため、宿泊税を活用して啓発動画等のコンテンツを作成し、関西国際空港や主要駅等のデジタルサイネージで放映するほか、民泊事業者にも周知し、啓発を実施することとしている。

○今後とも、増加する外国人観光客が、安全、快適に滞在でき、地域住民の不安等の解消にもつながる環境づくりに向け、民泊施設が適切に運営されるよう指導、啓発に取り組んでいく。

民泊は、観光需要の多様化や宿泊施設不足を補う有効な手段である一方、地域住民の生活環境に影響を及ぼしている現実も見過ごせません。

大阪市外における相談件数はまだまだ少ないとはいえ、外国人が日本に移住することを目的に経営管理ビザを取得する手段として民泊の認定を受けるといった事例を含め海外の民泊事業者が増加しているとの報道もあります。今後、民泊を地域に根付いた持続可能な仕組みとして機能させていくためには、利便性と住民の安心・安全を両立する制度設計が不可欠であると考えます。

そのためには、無許可営業の厳格な取り締まり、プラットフォーム事業者への規制強化、通報窓口の一本化、そして市町村を支援する広域的な対応体制の構築など、しっかりとした現状把握と制度の抜本的な強化と運用の見直しを含めた厳格で適正な制度運用が求められています。

大阪府として、民泊の健全な発展と住民との共生の実現に向け、引き続き強いリーダーシップを発揮していただくよう、強く要望いたします。

4 ほ場整備事業の不良

次に、ほ場整備の不良について伺います。

私の地元の豊能町では、持続可能な農業経営を実現するため、ほ場整備事業が行われており、農地の区画整理に併せて農道、水路等も整備され大幅に営農環境が改善されることから、地元の農業者の方々は完成を期待し待っておられました。

しかしながら、昨年度の工事では、整備後の農地に転石等が非常に多く、農業者の営農に支障をきたしていると聞いている。パネルをご覧ください。

豊能町のほ場整備後の状況



石の山



枯れ木

2 頁

豊能町のほ場整備後の状況



河川内に放置された巨石



土を盛って補修している農地

3 頁

工事完了後に農家が自らユンボ等使い取り除かれたものの一部であります。石の山、手で運べない石がたくさんあります。枯れ木もあります。工事の中で出てきたと思われる巨石が河川内に放置された状況です。田んぼですが、奥の方を見ていただければわかると思いますが、高さ・縁が足りず、農地に水を入れると溢れるということで簡易的に土を盛って補修している箇所です。

当該地区は元々石積みが多い地区で、今回の工事では、それを除去しな

がら、農地の整備を行うとそもそも説明されていましたが、どこまで除去が出来ていたのか疑問であり、工事中の受注者への指導、また工事完成時の検査等が不十分であったのではないかとわざるを得ません。

当該地区での現場の指導や検査はどのように行っていたのか、環境農林水産部長に伺います。

○お示しの豊能町地区における工事の指導監督は、大阪府が定める土木工事施工管理基準及び特別仕様書に基づき、監督職員が現地において、すべての農地の高さや水平レベル、面積などが、設計図書通りに施工されているかを実測により確認した。

○また、竣工検査については、検査要領に基づき、検査員が監督職員立ち合いのもと、書類検査および現場検査を実施した。

○当該地区については、河川沿いの傾斜地に位置し、法面等に石積みが多く設置されている地区であり、工事着手時から転石の除去には配慮して、取り組んでいた。

○しかしながら、一部農地において、営農を再開した際に、地中に除去しきれない転石が相当数残っていたことが判明したことから、受注者と調整し、農業者の営農の支障とならないよう、それらを除去する補完工事を行うなど、丁寧な対応している。

○今後も引き続き、最適な営農環境となるよう残る区域の整備を行うとともに、適正な現場管理に努めてまいります。

現在、北部農と緑の総合事務所を中心に施工業者も真摯に修補に取り組んでいただいております、アフターフォローの面では現状良くやっていただいていると認識しています。

しかしながら、ほ場整備の転石等による整備不良が判明したのは直近2年間で2度目であり、今後同じような事が起こらないよう監督職員への指導や工事完了の際の確認検査は、受注業者のスキルや現場の地形、状況に応じて、通り一辺の検査ではなく、柔軟な検査をすべきだと思いますし、ほ場整備を進める過程で地元の農家さんや地権者さんとしっかりとコミュニケーションをとっているわけですから、中間確認や完了検査の際には可能な限り地元の方々にも参加をしていただく方が良いのではないかと考えていますのでご検討をお願いいたします。

本件については、しっかりと検証していただき同じ問題が各地で起こるといった事がないよう対応していただくことをお願いしておきます。

5 主任介護支援専門員の確保

次に 主任介護支援専門員更新研修の受講要件について伺います。

介護支援専門員、いわゆるケアマネは、介護保険制度の「要」であり、要介護・要支援の状態にある方が、自立した日常生活を営むのに必要な援

助に関する専門的知識及び技術を有するものとされ、多様な対応が求められるとともに、その役割の重要性は増大しています。

さらに、介護支援専門員の中には、約70時間の研修を受けた主任介護支援専門員（主任ケアマネ）がおられ、事業所内の他の介護支援専門員への指導・助言や地域包括支援センターに所属し地域の介護支援専門員への支援等の役割を担っています。

このように重要な役割を果たしている主任介護支援専門員の資格は、5年毎の更新が必要であり、大阪府では更新の際の要件として、主任介護支援専門員としての勤務経験や指導経験がある者となっています。

一方で、東京都では、今年度より主任介護支援専門員更新研修の受講要件を緩和し、現在都内で介護支援専門員として勤務されている方も受講できるようにする等、資格継続の拡充に取り組んでおられ、大阪府においても主任介護支援専門員の確保のためにも資格更新の要件緩和を進めるべきと考えますが、福祉部長に伺います。

○介護サービスの需要が高まる中、利用者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、ケアマネジメントの質を確保しながら、必要な介護支援専門員を確保していくことは、喫緊の課題であり、特に、指導的立場である主任介護支援専門員の確保は重要と認識。

○国では昨年末に更新研修を含む法定研修の在り方の中間とりまとめも行われ、令和9年度の制度改正に向けて、引き続き、具体的な内容等について議論されることになっている。

○府としては、国の動向やお示しの他都道府県の事例などを踏まえながら、主任介護支援専門員更新研修の受講要件も含め、研修実施機関等と協議・検討してまいる。

先ほど伺った受講要件については、お伝えしたとおり、東京都では都内で介護支援専門員として勤務されている方も受講できるようにするなど、実務に即した多様な条件で認める柔軟な設計となっています。

この要件緩和につきましては、国の動向に左右される事なく、大阪府の権限の元、要項を変更するだけで緩和する事ができます。国の方で制度改正が進められている中であるというのは理解しますが、大阪府独自の先行的な取り組みの実現をしっかりと検討していただきたいと思います。もちろん制度の緩和は「質の低下」につながってはなりません。

質の担保は更新研修の内容で担保すべきであり、入口要件に過度な制限を設けるべきでは無いと思っていますし、5年ごとの資格更新の受講要件のハードルが、5年ごとの辞めるきっかけにならないように受講要件の緩和に向け、早急に取り組んで頂くことを重ねてお願い申し上げます。最後

に主任介護支援専門員の質の担保について伺いますが、大阪府では主任介護支援専門員の質の向上や人材の確保について、どのように取り組んでいるのか福祉部長に伺います。

○府では、研修の質の向上や PDCA サイクルを構築するため、大学教授ら外部委員からなる大阪府介護支援専門員研修向上委員会を設置しております。

委員会では、制度改正による研修カリキュラムの変更への対応や受講者アンケートをまとめた研修内容の理解度の向上の状況、受講者の意見などを報告し、外部委員から評価・助言をいただき、毎年、研修内容の充実を図っているところ。

○また、人材の確保については、受講しやすい環境を整えるため、令和6年度から主任更新研修において、オンラインのコースを設けるなど、受講機会の確保に取り組んでいる。

○引き続き、研修実施機関とも連携・協力し、ケアマネジメントの質の確保・向上を図りつつ、人材の確保に努めてまいります。

主任介護支援専門員の更新研修の受講要件は、制度の「質の担保」と「人材確保」という両面の視点から見直すべき時期にきています。大阪府としても、現場実態に即した柔軟な制度設計を進めることで、意欲あるケアマネ人材の継続的な活躍を支える環境づくりに取り組んでいただくことをお願いします。

府民の安心な介護環境を支えるためにも、制度の形式に縛られず、実効性ある人材育成の仕組みづくりを強く求め私の一般質問を終わります。



ご清聴いただき誠にありがとうございました。